

事業別の設置可能な充電設備と設置基数の上限の目安

補助金の交付の目的に鑑み、公募兼交付申請書の内容が電気自動車等の普及に資すると認められる場合は、採択委員会にて審議の上、事業毎の充電設備と設置基数の目安を超える場合も採択することができるものとする。(業務実施細則第3条第2項)

事業名	設置場所	設置パターン	充電設備					
			急速 90kW以上	急速 50以上90未満	急速 10以上50未満	普通	コンセントスタンド	コンセント
高速道路SA・PA及び道の駅等への充電設備設置事業	高速道路SA・PA	新規	○(1基)	×	選択不可			
			×	○(1基)				
		追加	○(1基)	×	選択不可			
			×	○(1基)				
		入替	○(1基)	×	選択不可			
			×	○(1基)				
	道の駅	新規	選択不可	○(1基)	×	選択不可		
				×	○(1基)			
		追加	選択不可	○(1基)	×	選択不可		
				×	○(1基)			
		入替	選択不可	○(1基)	×	選択不可		
				×	○(1基)			
空白地域	新規	選択不可	○(1基)	×	選択不可			
			×	○(1基)				
	追加	選択不可						
入替	選択不可							
商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業	経路充電の要件も満たす施設への設置	新規	選択不可					
		追加	○(1基)	×	×	選択不可		
			×	○(1基)	×			
			×	×	○(1基)			
		入替	○(1基)	×	×	選択不可		
			×	○(1基)	×			
	×		×	○(1基)				
	商業施設等	新規	選択不可			○	○	○
		追加	選択不可			○	○	○
		入替	選択不可					
マンション及び事務所・工場等への充電設備設置事業	マンション等	新規	選択不可			○	○	○
		追加	選択不可			○	○	○
		入替	選択不可					
	事務所・工場等	新規	選択不可			○	○	○
		追加	選択不可			○	○	○
		入替	選択不可					

※記載内容(設置パターン)

新規: 既設充電設備がなく、新たに充電設備を設置する場合

追加: 既設充電設備がある場所に、充電設備を増設する場合

入替: 設置後8年が経過している充電設備がある場所で、その充電設備を撤去し、新しい充電設備に入れ替える場合

※表の見方

○: 選択可能

○(1基): 該当する充電設備は1基のみ選択可能

×: 組み合わせ不可

選択不可: 該当する設置場所の設置パターンにおいて選択することができない充電設備

【設置基数】駐車場の収容台数に対する充電設備設置可能基数の上限の目安:
普通、コンセントスタンドの何れでもよく、合計設置基数を駐車場収容台数の1.5%以内の基数(計算結果の小数点以下は繰り上げ)、または10基のいずれか低い方とする。

【設置基数】コンセントに対する設置可能基数の上限の目安:
コンセントについては、合計設置基数を駐車場収容台数または30基のいずれか低い方とする。
なお、普通、コンセントスタンドとの併設が可能で、併設する場合も他の充電設備の基数に関わらず、駐車場収容台数または30基のいずれか低い方とする。
ただし、駐車スペース1台につき、1基設置すること。充電コネクタが2つ以上または充電部が2基以上ある充電設備については、充電コネクタ、充電部の数量に合わせた駐車スペース台数となる申請の前提条件は変わらないものとする。(既設充電設備がある場合も同様)